北海道警察釧路方面本部告示第157号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の２第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年11月11日

北海道警察釧路方面本部長　　髙橋俊章

１　聴聞の期日
令和８年11月24日（火）午前９時０分から

２　聴聞の場所
釧路市大楽毛北１丁目15番８号
北海道警察釧路方面本部交通課　釧路運転免許試験場　聴聞会場